

JR東海労ニュース

No. 1007

2007年12月26日

JR東海労働組合

最高裁決定を遵守し、直ちに謝罪せよ!

最高裁決定に基づき

会社に申し入れ!

JR東海労申第4号
2007年12月26日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松本 正之 殿

JR東海労働組合
中央執行委員長 萩原 光



最高裁判所の決定に基づく申し入れ

最高裁判所は12月25日、会社が上告していた事件「平成18年（行ツ）第256号」、「平成18年（行ヒ）第302号」について、上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定を行った。会社の不当労働行為を認定した中央労働委員会の命令を支持する決定である。

したがって最高裁判所の決定を尊重し、以下の通り取り扱うことを申し入れる。

記

1. 中央労働委員会命令に基づき、不当労働行為を直ちにやめること。
2. JR東海労に対し謝罪すると共に、本社及び東海鉄道事業本部の正面玄関、中津川運輸区の社員の見えやすい場所に謝罪文を掲出すること。

以上

組合脱退勧告

JR東海の(朝)利
敗訴が確定(朝)日 12/26

JR東海に労働組合か
らの脱退を勧める不当労働
行為があったと中央労働
委員会が認めた命令に
対し、同社が取り消しを
求めた訴訟で、最高裁第
三小法廷(藤田宙靖裁判
長)は25日、同社の上告
を退ける決定をした。同
社の敗訴が確定した。

一、二審判決による
と、中津川運輸区の首席
助役が94年、昇進試験面
接の指導をしていた際、
運転士に労働組合を脱退
するよう勧めた。

労組からの救済申し立
てを受けて愛知県地方労
働委員会が97年に救済命
令を出した。同社は中労
委に再審査を申し立てた
が、中労委は03年に棄却
する命令を出していた。

不当労働行為にマス
コミも注目する!
繰り返される